

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月30日

【会社名】 日本セラミック株式会社

【英訳名】 NIPPON CERAMIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷口 真一

【本店の所在の場所】 鳥取県鳥取市広岡176番地17

【電話番号】 (0857)53-3600(代表)

【事務連絡者氏名】 IR担当執行役員 藤原 佐和子

【最寄りの連絡場所】 鳥取県鳥取市広岡176番地17

【電話番号】 (0857)53-3600(代表)

【事務連絡者氏名】 IR担当執行役員 藤原 佐和子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第41期定時株主総会において決議事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- ・ 監査等委員会設置会社への移行のため。
- ・ 業務執行を行わない取締役との責任限定契約新設のため。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役として、谷口真一、広富一隆、中川健二、谷田明彦、近藤純、藤原英機及び川崎晴子を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、市川和人、田村康明、瀬古智昭及び池原浩一を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件に、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額160百万円以内と定める。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件に、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る決議権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 賛成率 (%) | 決議結果 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------|
| 第1号議案 | 170,678 | 6,228 | - | 96.41 | 可決 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 谷口 真一 | 144,899 | 25,187 | 6,829 | 81.85 | 可決 |
| 広富 一隆 | 168,445 | 8,470 | - | 95.15 | 可決 |
| 中川 健二 | 168,445 | 8,470 | - | 95.15 | 可決 |
| 谷田 明彦 | 168,406 | 8,509 | - | 95.13 | 可決 |
| 近藤 純 | 168,406 | 8,509 | - | 95.13 | 可決 |
| 藤原 英機 | 171,297 | 5,618 | - | 96.76 | 可決 |
| 川崎 晴子 | 168,414 | 8,501 | - | 95.13 | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 市川 和人 | 168,786 | 8,120 | - | 95.35 | 可決 |
| 田村 康明 | 173,163 | 3,743 | - | 97.82 | 可決 |
| 瀬古 智昭 | 128,486 | 41,591 | 6,829 | 72.58 | 可決 |
| 池原 浩一 | 175,138 | 1,768 | - | 98.93 | 可決 |

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 賛成率 (%) | 決議結果 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------|
| 第4号議案 | 175,289 | 1,617 | - | 99.02 | 可決 |
| 第5号議案 | 175,301 | 1,615 | - | 99.02 | 可決 |

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。